

平成28年度集団指導 資料 ～午前の部編～

実地指導での指摘事項（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護

地域密着型介護老人福祉施設・定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

1 看取り介護加算について（認知症対応型共同生活介護）

- ① 看取りに関する指針を作成していない、または、盛り込むべき項目が盛り込まれていない。

平成27年の法改正で、看取り介護加算は大幅に見直されています。改正前に作成した看取りに関する指針では要件を満たしていないことがありますので、見直しをしてください。また、多職種での協議の上、事業所における実績等を踏まえ、適宜見直しを行わなければなりません。

- ② 看取りに関する指針の同意を入居時に得ていない。

看取りに関する同意は入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得なければなりません。

看取り介護加算を算定する旨の届出を市へ提出した時点で、すでに利用者がある場合は、速やかに利用者等に対し当該指針の内容の説明し、同意を受けるようにしてください。

- ③ 利用者の介護に係る計画の同意を得ていない、同意に関する記録が残されていない。

看取り介護加算を算定できる利用者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者であり、その要件の一つに、「利用者の介護に係る計画について・・・同意している者」とあります。口頭での説明で同意を得た場合は、その旨介護の記録に残さなければなりません。

- ④ 加算算定の起算日が、利用者の介護に係る計画の同意日より前となっていた。

看取り介護加算を算定できる利用者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（下記参照）であり、いずれにも適合することという条件が付されています。よって、医師が回復の見込みがないと診断した者であっても、その後利用者の介護に係る計画を作成し、その同意を得た利用者でなければ算定することができません。仮に当該計画の同意から30日以内に死亡した場合であっても、加算算定の起算日は計画の同意日からとなります。

参考

【地費】別表5注5

イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届出した指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上 30 日以下については 1 日につき 144 単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき 680 単位を、死亡日については 1 日につき1, 280単位を死亡月に加算する。ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携加算を算定していない場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める施設基準】施設基準・三十三

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する指針の見直しを行うこと。

【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】利用者等告示・四十

次のいずれにも適合している利用者

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意しているものを含む。)であること。

ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求めに応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

【地費留意事項】第2の6(5)

①～④ 略

⑤ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられる。

イ 当該事業所の看取りに関する考え方

ロ 終末期にたどる経過(時期・プロセスごと)とそれに応じた介護の考え方

ハ 事業所において看取りに際して行い得る医療行為の選択肢

ニ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む)

ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法

ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式

ト 家族等への心理的支援に関する考え方

チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法

⑥ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、施設基準三十四号ハに規定する重度化した場合の対応に係る指針記載する場合は、その記載をもって看取りに関する指針の作成に代えることができるものとする。また、重度化した場合の対応に係る指針をもって看取りに関する指針として使う場合は、適宜見直しを行うこと。

⑦ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。

イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録

ロ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録

ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録

⑧ 利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

また、利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能である。

この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず事業所への来訪がなかった旨を記載しておくことが必要である。

なお、家族が利用者の看取りについて共に考えることは極めて重要であり、事業所は、連絡を取ったにもかかわらず来訪がなかったとしても、継続的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。

⑨～⑭ 略

2 認知症対応型共同生活介護計画・小規模多機能型居宅介護計画について

① 認知症対応型共同生活介護計画等が見直しされないまま、長期間同じ内容であった。

認知症対応型共同生活介護計画等は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければなりません。定期的に目標の達成状況を確認することで新たなニーズ等を把握し、それを計画に反映するようにしてください。また、長期間目標が達成されないような計画は、それ自体が不適切な目標設定をしていることとなるので、見直してください。

② カンファレンスで利用者の状態について話し合ったにもかかわらず、認知症対応型共同生活介護計画等に反映がされていなかった。

カンファレンスにおいて協議された内容を認知症対応型共同生活介護計画等に反映させることは、実際に介護をしている現場の声を活かすことができ、計画内容の充実につながります。

参考

【指定基準】第 98 条第3項

計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

【指定基準】第 77 条第3項

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

3 宿泊サービスの長期利用について

- ① 小規模多機能型居宅介護の趣旨に合わない、宿泊サービスを長期間にわたって提供していた。

小規模多機能型居宅介護は通いを中心に訪問、宿泊を組み合わせ柔軟に対応できるサービスです。長期の宿泊利用について具体的な規定はないので、必要に応じて長期にわたる宿泊サービスの提供は可能ですが、小規模多機能型居宅介護の趣旨である「住み慣れた地域及び居宅を中心」として必要なサービスを提供すべきであり、利用者及び家族の意図がその趣旨に合わない場合は、適切なサービスにつなげるようにしてください。

また、やむを得ず長期間宿泊サービスを提供している場合には、当該利用者の状況等、運営推進会議において議題にあげ、評価を受けるようにしてください。

参考

【指定基準】第 62 条

基本方針

指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

【指定基準】第 73 条

具体的取扱方針一

指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行なうものとする。

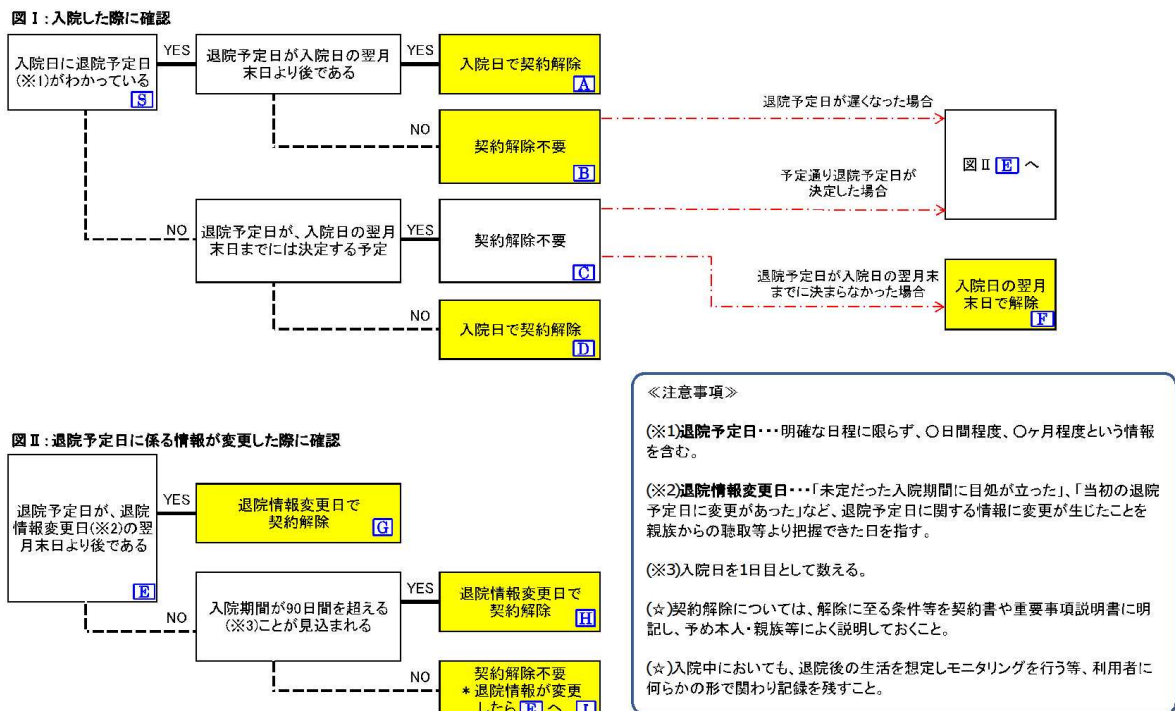
その他

1 入院等による月途中の契約解除について（月額包括報酬のサービス）

利用者が入院等でサービスを利用できなくなった時について、下記のフローチャートに従って処理し、必要に応じて一旦契約を解除する等、利用者の費用負担の軽減を図るようにしてください。

利用者がサービス提供を受けることができない状態で、契約の継続(介護報酬の請求)した場合、介護報酬の返還となる場合があります。

また、契約解除の時点で待機者がいる場合、退院後すぐに利用の再開ができないことがある旨を説明することが必要となります。



※資料出典：名古屋市ホームページより

参考

【Q&A】平成 18 年 9 月 4 日付問 42

Q 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

A 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

【Q&A】平成 24 年 3 月 16 日付問 143

Q 定期巡回・随時対応サービスの利用者が、月を通じて 1 カ月入院する場合、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定できるのか。

A 利用者が、1 月を通じて入院し、自宅にいないような場合には、サービスを利用できるような状況にないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の算定はできない。

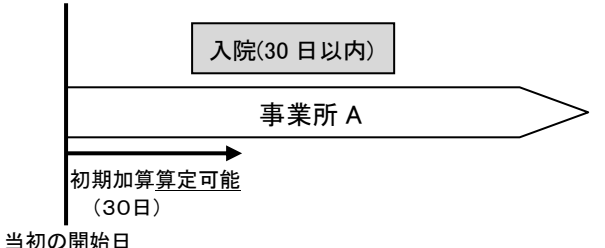
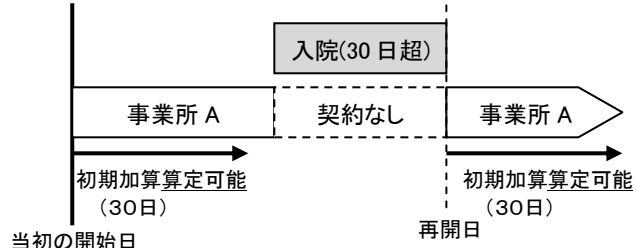
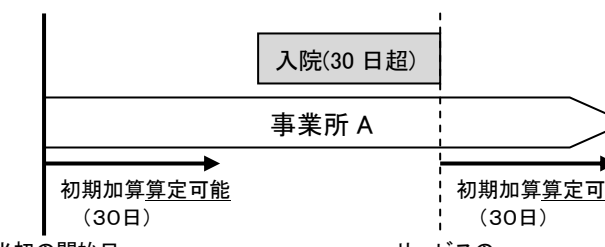

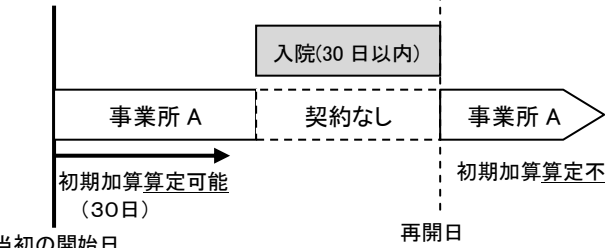
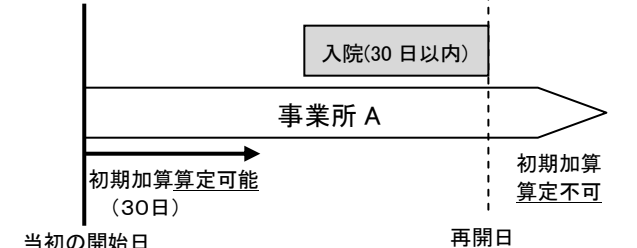
【月額包括報酬の日割り請求にかかる適用】

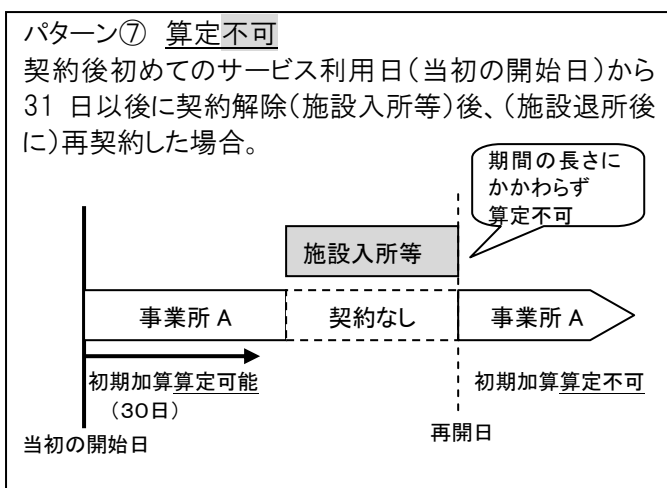
サービス名	月途中の事由		起算日
小規模多機能型 居宅介護	開始	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援1⇔要支援2)	変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間の開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 (・転入) ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	サービス提供日 (通い・訪問・宿泊の どれかを初めて提供 した日)
		・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援1⇔要支援2)	変更日
	終了	・区分変更(要介護⇔要支援) ・事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
		・区分変更(要介護1～要介護5の間)	変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間の開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	開始	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所 ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)の退去	退所日・退去日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・区分変更(要介護1～要介護5の間)	変更日
	終了	・区分変更(要介護⇔要支援) ・事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・利用者との契約解除	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所 ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)の入居	入所の前日 入居の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日

2 再契約時の初期加算の算定について

小規模多機能居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、入院等により一時契約を解除していた利用者に対し、初期加算を算定する場合は、以下の図の通りとさせていただきます。

※地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護は、一部考え方が異なります。

<p>パターン① 算定可能 契約後初めてのサービス利用日(当初の開始日)から30日以内に入院(30日以内)した場合。入院中も契約は継続している。</p>  <p>当初の開始日</p>	<p>パターン② 算定可能 契約後初めてのサービス利用日(当初の開始日)から31日以後に入院(30日超える)し、退院後契約を再開した場合。入院中、契約は解除している。</p>  <p>当初の開始日</p> <p>再開日</p>
<p>パターン③ 算定可能 契約後初めてのサービス利用日(当初の開始日)から31日以後に入院(30日超える)し、退院後、サービスを再開した場合。入院中も契約は継続している。</p>  <p>当初の開始日</p> <p>サービスの再開日</p>	<p>パターン④ 算定可能 契約後初めてのサービス利用日(当初の開始日)から31日以後に契約を解除し、同一サービスの別事業所と契約したとき。</p>  <p>当初の開始日</p> <p>事業所 Bの開始日</p>
<p>パターン⑤ 算定不可 契約後初めてのサービス利用日(当初の開始日)から31日以後に入院(30日以内)した場合。入院中、契約は解除している。</p>  <p>当初の開始日</p> <p>再開日</p>	<p>パターン⑥ 算定不可 契約後初めてのサービス利用日(当初の開始日)から31日以後に入院(30日以内)した場合。入院中も契約は継続している。</p>  <p>当初の開始日</p> <p>再開日</p>



※認知症対応型共同生活介護は、原則過去3月間当該事業所に入所したことがない利用者限り、初期加算を算定します。

※地域密着型介護老人福祉施設は、原則過去3月間当該事業所に入所したことがない利用者限り、初期加算を算定します。しかし、病院または診療所に入院を30日を超える日数していた場合は、その限りではありません。

参考

【地費】別表1ハ

初期加算 30単位

注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

【地費】別表4ハ

初期加算 30単位

注 イ(小規模多機能型居宅介護費)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

【地費】別表5ハ

初期加算 30単位

注 イ(認知症対応型共同生活介護費)については、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき所定単位数を加算する。

【地費留意事項】第2の6(6)

初期加算は、当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定できることとする。

【地費】第2の7ホ

初期加算 30 単位

注 入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として 1 日につき所定単位数を加算する。30 日を超える病院または診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

【地費留意事項】第2の8(15)

① 略

② 「入所日から 30 日間」中に外泊を行った場合、当該外泊を行っている間は、初期加算を算定できないこと。

③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係

初期加算は、当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該地域密着型介護老人福祉施設の併設又は旧称利用の短期入所生活介護(単独型の場合であっても指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 40 号)第 2 の1の(2)の②に該当する場合を含む。)を利用していた者が火を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を 30 日から控除して得た日数に限り算定するものとする。

④ 30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合は、③にかかわらず、初期加算が算定されるものであること。

3 認知症対応型共同生活介護における要支援1の認定を受けた者の処遇について

認知症対応型共同生活介護では要支援2、要介護1～要介護5の認定を受けた者について、認知症対応型共同生活介護費を算定することができます。それまで利用できていた入所者が要介護認定の更新等により、**要支援1**の認定を受けた場合は、速やかに別のサービスへつなぐことができるよう措置を講じてください。あらかじめ、要支援1の認定を受けた時の対応を、重要事項説明書等に定め、利用者等に説明できるようにしておくことも重要です。

また、要介護認定の更新申請は現在の有効期間の終了日より 60 日前からできることを踏まえ、家族等に連絡する等、速やかに更新申請が行われるよう援助するようにしてください。その後、要支援1の認定を受けたとき、必要な措置を講じるための猶予が持てることとなります。

実際に利用者が要支援1の認定を受けその認定期間の開始日以降は、介護報酬の請求をすることができません。また、地域密着型サービスの趣旨を鑑みると、自費によるサービス提供を行うことは不適切です。

参照法令

法……介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)

則……介護保険法施行規則(平成 11 年 3 月 31 日厚令第 36 号)

指定基準…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日厚労令第 34 号)

解釈通知…指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に
ついて

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号 老振発第 0331004 号 老老発第 0331017 号)

地費……指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)

留意事項…指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密
着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施
上の留意事項について

(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号)